

【集会室使用申込について】

1. 集会室の使用申込対象者
 - ① 団地建物所有者(各棟の区分所有者)およびその配偶者
ただし、管理組合に納付すべき費用(管理費、修繕積立金、その他使用料等)を滞納している場合は、使用申込できなくなることがあります。
 - ② 団地建物所有者の承諾を得て専有部分を占有する者(賃借人等)およびその配偶者
ただし、管理組合に入居の届出をしていないときは、使用申込ができません。
2. 申込受付時期
使用する日の属する月の初日の1か月前から
3. 受付窓口:管理センター
管理センター窓口でのみの受付となります。電話やメール等では受け付けておりません。
4. 使用予定日時・場所に複数の申込があった場合
申込受付の早い方を優先します。
ただし、管理組合がやむを得ず緊急に使用する場合は、管理組合の使用が優先されますので、ご了承ください。
5. 使用料の支払い
使用料は、申込まれた時点でお支払いください。
お支払いいただいた使用料は、原則として返金致しません。

【集会室使用についてのご注意】

1. 集会室を使用する際、次のことは禁止されていますので、ご注意ください。
 - ① 承認された使用日時・場所・目的等以外に使用すること
 - ② 使用責任者の立会がなく、未成年者のみで使用すること
 - ③ 政治活動、宗教活動、反社会的活動およびそれらに類似する活動に使用すること
 - ④ 発火・引火・爆発の恐れのある危険物を持ち込むこと
 - ⑤ 人体に有害な物質、または非衛生の物品、その他他の人に迷惑を及ぼすおそれのある品物を持ち込むこと
 - ⑥ 騒音、振動、悪臭その他迷惑を及ぼすおそれのある使用をすること
 - ⑦ 公序良俗に反するおそれがある使用をすること
 - ⑧ その他、共同生活の秩序を乱すおそれがある使用をすること
2. 使用後は、火気および設備を点検し、使った什器備品類を片付け、清掃をお願いします。

以上